# 国民健康保険税が 変わりました

平成31年度の国民健康保険税を次のとおり計算し、 7月中旬に世帯主へ納税通知書を送付します。

#### 賦課限度額の変更

「医療保険分」の賦課限度額を、58万円から61万円に 変更しました。

※「後期高齢者支援金分(19万円)」と「介護保険分 (16万円) | の賦課限度額は、平成30年度と同じです

#### ■ 軽減制度の拡大

1年間の所得が基準額以下の世帯は、国民健康保険 税の「均等割額」と「平等割額」が軽減されます。 このうち、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯を 拡大しました。

# 計算方法

国民健康保険税の税額は、世 帯内の加入者に対し、それぞれ の「所得割額」「資産割額」「均 等割額|「平等割額」の4つの合 計で世帯ごとに計算し、納税義 務者である世帯主に課税されま す。

また、年度の途中で加入者数 などに異動があった場合は、月 割での計算を行います(要申請)。

# 問い合わせ

【国保税の計算・納付方法】課税課保険税係☎⑩9114

【国保税の納付】税制収納課徴収係☎309111

【□座振替】税制収納課税制管理係☎309110

【国保の資格取得・喪失の手続き】保険課国保年金係☎309159

#### 国民健康保険税の軽減制度の基準額

	平成31年度				
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下の世帯				
5割軽減	基礎控除額(33万円) +28万円×(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)以下の世帯				
2割軽減	基礎控除額(33万円) +51万円×(国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)以下の世帯				

※軽減判定の対象額は、世帯主 (擬制世帯主含む)、国保加 入者、特定同一世帯所属者の総所得の合計額です

※特定同一世帯所属者は、国民健康保険に加入したまま75 歳を迎えることなどによって、後期高齢者医療制度へ移 行した人のことです

# ■ 納付方法

#### ▶特別徴収

国民健康保険税を年金から天引きして納付する方法です。特別徴収の対象 となる人は、国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主 で、年額18万円以上の年金を受給している人です。ただし、年度途中で75歳 になる人や、介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が特別徴収する年金 額の2分の1を超える場合などは特別徴収を行いません。

なお、希望する人は□座振替での納付もできます(要申請)。

# ▶普通徴収

特別徴収の対象とならない人が、納付書や口座振替で納付する方法です。

# 国民健康保险税の納期

	C-170-071	11,3247									
徴収方法	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
普通徴収 年8回納付				第1期	第2期	第3期	○ 第4期	○ 第5期	○ 第6期	〇 第7期	○ 第8期
特別徴収 年6回天引き	0		0		0		0		0		0

※普通徴収の納期限は、各該当月の月末(12月のみ25日)。納期限が土・日曜日、祝・休

### ■ 後期高齢者医療制度に伴う減免措置の変更

健康保険組合など(国民健康保険、国保組合を除く)に加入していた人が、後期高齢者医療制度に移行したこと により、その被扶養者だった65歳以上の人が国民健康保険に加入した場合、次のとおり減免措置があります(要申請)。

#### 後期高齢者医療制度創設に伴う減免

	受利 同断 日 色 源 的 及 高 政 に 下 フ 減 九						
	種別	期間	対 象	減免内容			
	所得割額 資産割額	当分の間	所得や所有資産の状況 に関わらず全員	免除			
	<b>均等割額</b> 資格を取得した日	資格を取得した日が属する月以降、	減額賦課非該当世帯に 属する人	5割減免			
	(%1)		減額賦課 2 割軽減該当 世帯に属する人	軽減前の額の3割減免			
			減額賦課非該当世帯	5割減免			
	平等割額	資格を取得した日が属する月以降、 2年を経過する月までの間	減額賦課2割軽減該当 世帯	軽減前の額の3割減免			
			減額賦課非該当の 特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによ る2.5割軽減と軽減前の額の2.5割			
			減額賦課 2 割軽減該当 の特定継続世帯	特定継続世帯に該当することによる2.5割軽減と軽減前の額の1割			

※1 減額賦課5割または7割軽減該当世帯に属する場合は、減免を行いません ※ 2 減額賦課 5 割または 7 割軽減該当世帯、および特定世帯(特定同一世帯所属者に属する被保険者が 属する世帯)は、減免を行いません

を確る 一点は、 認 国 保納 7 の税 だ し通 3 お知 いり書 や通 知に 各 種

資同料封詳

# 後期高齢者医療制度の軽減措置が変わりました

じい合わせ 課税課☎309114

# ■ 保険料の計算方法

平成31年度の後期高齢者医療制度の保険料を 次のとおり計算し、7月中旬に保険料額決定通知 書を送付します。

均等割額 45,500円

所得割額(※) 所得割率8.76%

年間保険料 (限度額62万円)

※所得割額= (総所得金額など-基礎控除 (33万円)) ×8.76%

#### ■ 保険料の軽減

次の所得の世帯の人や、健康保険組合などの被扶養者だった人は、次の軽減措置があります。

# 均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年中の所得金額に応じて、表のとお り均等割額が軽減されます。

世報	帯内の被保険者と世帯主の 前年中所得の合計額	軽減後の均等割額 (年額)			
33万円以下	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円の場合	【8割軽減】 9,100円 ※翌年度は7割軽減			
	上記以外の場合	【8.5割軽減】 6,825円 ※翌年度は7.75割軽減			
「33万円+287	<u>5円</u> ×被保険者数」以下	【5割軽減】 22,750円			
「33万円+517	<u>5円</u> ×被保険者数」以下	【2割軽減】 36,400円			

※所得が公的年金の場合は、軽減判定の際に限り、15万円を限度として控除 があります

※判定の際「専従者控除」「居住用財産や収用により譲渡した場合等の課税 の特例」は適用されません

※所得などの申告がない場合は軽減されません

※軽減判定は、賦課期日(毎年4月1日または資格取得日)時点で行われます

# 健康保険組合(健保組合)などの 被扶養者であった人に対する軽減

後期高齢者医療制度加入直前に、健保 組合など(国民健康保険および国民健康 保険組合を除く)の被扶養者だった被保 険者は、特例措置として所得割額の負担 はなく、資格取得後2年を経過するまで の間に限り、均等割額が5割軽減され、 年間保険料額は22.750円です。

ただし、均等割額の8割軽減または 8.5割軽減にも該当する人は、年間保険 料額が9.100円または6.825円です。

### 今月の手話

# おはよう

こんにちは



「朝」の手話

「あいさつ」の手話

「昼」の手話

「あいさつ」の手話

シたいるボ ラ人やへ のあっ ちを コ いる人ないる人ない。 八などと、 聴覚に 障が な  $\exists$ 周 知 囲筋にン ケの障が支 一人があ援

を見せて

待

う

ŧ

5

 $\exists$ 

コミュニケ 手話やことがで  $\mathcal{O}$ き ュあ ショ 障 感 る がじ ケ ン支援ボ かいの特性 手話など 手話など かっただ 一人も をを わたしの伝えたいこと

介

ち指ちゆいのン言使 っちから指さしが困難なりましょう。 かましょう。 かましょう。 かましょう。 かましょう。 からましょう。 OX 12 で きュン でさ、ニケ ニト [3.0; Col

> (公財) 明治安田こころ の健康財団ホームページ でダウンロードできます

ため、となり、となっとなっとなっとなっとなった。

コい

人も

い合わせ  $\equiv$ 障害福祉課金

No.2

み

な

Ξ